

# 広川町農業委員会

## 第21回総会議事録

令和7年4月7日

# 広川町農業委員会第 21 回総会議事録

令和 7 年 4 月 7 日広川町農業委員会第 21 回総会が広川町役場 3 階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項 2 農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 3 号 非農地証明に関する件
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農地利用集積等促進計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

## 農業委員

議席	氏名	議席	氏名
会長	古賀 秀之	6	稲員 繁広
会長代理	山村 佳代子	7	鐘ヶ江 百合子
1	中村 和浩	8	舩越 誠治
2	萩尾 喜久夫	9	稲員 雅史
3	丸山 敬二郎	10	野田 光浩
4	馬場 啓介	11	中島 隆二
5	渡邊 和江	12	古賀 貴美夫

## 農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
15	田中 健一	22	弓削 和幸
欠	姫野 剛	23	末安 富士子
17	重松 嘉治	24	野田 隆文
18	小林 栄一	25	山下 淳
19	山下 憲繁	26	渡邊 和宏
20	馬場 健作	27	古賀 優
21	雨森 純司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会係長 川村 亮二 書記 梶原 脩慈

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項 2 件、議案第 1 号 1 件、議案第 2 号 2 件、議案第 3 号 1 件、議案第 4 号 1 件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、1 番 中村和浩農業委員、10 番 野田光浩農業委員を指名し審議に移ります。農業委員会報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知について順位 1 大字藤田借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：利用権設定のため解約する旨説明。

議長 報告事項 1 について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 質問意見もありませんので、報告事項 2 農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字一條 届出人：■■■■ 届出理由：200 m<sup>2</sup>以下の農業倉庫を建築されるため届出をされた旨説明。

議長 順位 1 について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 質問意見もありませんので続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について附議します。順位 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字広川 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由： 売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 譲受人は申請地の隣で会社を営まれており隣接の農地を取得されるということですのでご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字日吉 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由：資材置場

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

19番 山下憲繁 推進委員 造園業の会社が資材置場として利用されるとのことです。敷地は盛土をし高めて周囲は擁壁をされるとのことです。隣接者の同意も得られており問題は無いかと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

5番 渡邊和江 農業委員 現地調査を行なった際には現地に目印が付けられていたと思いますがどのような意味があるのですか。

事務局 境界の確認するために目印を付けてあったのだと思います。

議長 他に質問もないようですので順位1について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位2 大字川上 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：一般住宅

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

21番 雨森純司 推進委員 隣接にも住宅が建っており排水についても道路側溝へ流されるということですので特段問題はないと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

10番 野田光浩 農業委員 住宅を建てられる分を分筆されているということですが残りの農地はどうなりますか。

事務局 残りの分についても今後転用申請が出される予定になっています。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位2について賛成される方の挙手を求めます。

委員 賛成多数

議長 賛成多数で認める事とします。続きまして議案第3号非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1 大字川上 申請人：■■ ■■ 申請理由：現況が宅地となっているため

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

21番 雨森純司 推進委員 以前は農地付きの住宅であったと思われます。住宅については10年ぐらい前から空き家の状態となっており、現在は遠方に住んでいる親族の方が相続されています。申請人も遠方に住んでいるため処分をされたい意向であり周辺農地へも影響は無

いと思いますのでご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 4 号農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積等促進計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 利用権設定 88 件 146 筆

議長 事務局の説明が終わりましたので議案第 4 号について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 今までは出し手から機構へ行く分と機構から受け手に行く分で別々に議案に出てきていたが、今後は併せて 1 回で行なう形になるのですか。

事務局 そのようになります。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 使用貸借権と賃貸借権はどのような違いがあるのですか。

事務局 賃貸借権については賃料が発生しますが使用貸借についてはそれが発生しない貸し借りになります。物納については当事者間で行なってもらっています。

10 番 野田光浩 農業委員 今後更新時期が来る農地についてはこのようになるのですか。

事務局 相対の利用権の終期が来たものについては、機構を介した利用権設定に一本化されていくこととなります。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。議案第 4 号について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。異議が無かった旨町長に報告いたします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ